



第 29 回

### 景品表示法について(2)

3 不当表示の規制  
「不当表示」の3類型を具体的に説明します。

(1) 商品・サービスの内容についての不当表示(優良誤認表示)

商品・サービスの品質等内容について、実際のもの又は競争者のものより著しく優良であると示すなどして、一般消費者に誤認を与える表示を言います。  
例えば、①衣料品販売会社が実際にはカシミアがほとんど用いられていないにもかかわらず、原材料としてカシミア50%と表示した場合、②自動車の燃費向上をもたらすという表示を行って商品を製造販売していた業者が、公正取引委員会から合理的根拠がないとされた場合などです。

(2) 商品・サービスの取引条件についての不当表示(有

#### 誤認表示)

商品・サービスの価格、数量などの取引条件について、実際のもの又は競争者のものより著しく有利であると誤認される表示を言います。

「二重価格表示」についてですが、二重価格表示そのものが禁止されているわけではありません。しかし、「当店通常価格の5割引き」と表示しているが、「当店通常価格」が根拠のない架空のものであれば、不当表示になります。

また、牛肉の詰め合わせ商品の量が広告記載の重量の40%、60%に過ぎない場合や観光土産品の内容物が包装箱の19%、38%に相当する量しか入っていないといった場合などが実際に問題となった事例です。

(3) 公正取引委員会が指定する不当表示

上記以外の表示で、一般消費者に誤認されるおそれがあり、公正な競争を阻害するおそれがあると認めて公正取引委員会が指定した表示を言います。

①無果汁の清涼飲料水等についての表示

清涼飲料水で、原材料に果

実の果汁又は果肉が使用されていないにもかかわらず、容器に果実の名称を用いた商品名・图案を掲げる等により果実又は果肉が使用されているような印象を与える場合には、原材料に果実又は果肉が使用されていない旨を容器に明瞭に記載しなければなりません。

⑤おとり広告に関する表示  
不動産以外についても、ピラ等で安く購入できるかのような表示をしているのに、実際にはその商品が店に置いていなかったり、あっても数量がわずかであったりする場合です。

⑥有料老人ホームに関する不当な表示  
入居募集に当たり、医療機関との定期的往診実施や24時間協力体制を表示していたが、実際にはそのような協力関係がなかった場合などです。

②商品の原産国に関する不当な表示  
システム手帳の販売に関し、大部分の商品の原産国は中国なのに、原産国は英国であるかのように表示をしていた例がありました。

4 違反行為に対する措置等  
違反行為に対しては、公正取引委員会による事情聴取・資料収集、弁明の機会の付与が行われ、違反行為をやめるように排除命令が行われます。また、都道府県知事も違反行為に対して指示又は措置請求をする権限を有しています。

④不動産のおとり広告に関する表示  
不動産賃貸業者がウェブサイト等における広告において、すでに賃借済みで物件が存在しないにもかかわらず、あたかも賃借することができるとかのように表示されていた例が

5 公正競争規約  
公正取引委員会の認定を受けて、事業団体等が自主的に設定する業界のルールですが、この規約にもご注意下さい。

**山下江法律事務所**  
Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属

山下江 検索 企業法務専門サイトあります  
http://www.hiroshima-kigyo.com  
相談予約専用フリーダイヤル  
0120-7834-09  
予約受付：年中無休 7時~24時

〒730-0012 広島市中区上八丁堀4番27号7階 広島白鳥線縮景園前徒歩1分  
TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 アーバンビュースタンドタワー隣

### 中四国最大! 弁護士20名、相続アドバイザー3名

所属弁護士 所長・山下江・副所長・田中伸・柴橋修・稲垣洋之  
山口卓・笠原輔・加藤泰・片島由賀・西丸洋平・齋村美由紀  
山本淳哲・上土井幸始・城昌志・高尾健太郎・山本靖子  
松浦亮介・粟井良祐・榎本紀子・新名内沙織・久井春樹

- 契約書 債権回収 労務問題
- 知的財産 倒産・再生 顧問契約

機動力と総合力で企業トラブルを解決します

◆相談料:30分 5,000円 ◆借金、離婚、相続、交通事故なども扱っています ◆借金無料相談会、交通事故無料相談会実施中!